

指定訪問看護ステーションウイング大手門重要事項説明書（医療）

令和6年10月1日作成

利用者様に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	指定訪問看護ステーション ウイング大手門									
所在地	長崎県島原市前浜町丙21番地1									
電話番号	(0957) 63-5753									
FAX番号	(0957) 63-5753									
介護保険事業所事業所番号	4	2	7	0	3	0	0	3	8	9
訪問看護事業所番号	0	3	9	0	0	2	8			
サービスを提供する地域※	島原市・雲仙市国見町・南島原市深江町・南島原市布津町									

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	看護師	1名		1名	従業者及び業務の管理 訪問看護の業務にあたる
看護職員	保健師	名	名	名	訪問看護の業務にあたる
	看護師 (管理者を含む)	3名	名	3名	
	准看護師	2名	名	2名	
理学療法士	理学療法士	名	名	名	
作業療法士	作業療法士	名	名	名	
事務職員	—	1名	名	1名	

(3) サービスの提供時間

営業日 月～金 9:00～ 17:00

休日 土曜日・日曜日・年末年始(12月31日～1月3日)・お盆(8月13日～8月15日)
都合により変更があります。

※営業時間帯以外でのサービス提供時は料金が異なります

2 当事業所の訪問看護の特徴等

(1) 運営方針

ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維

持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 サービスの内容

- 病状・障害の観察・健康相談
- 薬の管理・服薬指導
- 通院しない又は出来ない利用者も含む
- ターミナルケア
- 清潔の保持
- 認知症や精神科疾患の看護
- 食事及び排泄等日常生活の世話
- 療養生活や看護・介護方法の指導・支援
- 褥瘡予防・処置
- カテーテル等の管理
- リハビリテーション
- その他の医師の指示による医療処置
- 介護者の心理的なサポート

4 利用料金

(1) 利用料（医療保険の場合）

お客様が負担する利用は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

訪問看護ベースアップ評価料を含んだ金額です。

医療保険		利用料の額			
		訪問者	月初日		2日目以降
			☆24時対応体制 適用あり	24時対応体制 適用なし	
老人医療受給者証を持っている人	1割負担	看護師	2,050円	1,400円	810円
		准看護師	2,000円	1,350円	760円
	3割負担	看護師	6,170円	4,220円	2,420円
		准看護師	6,020円	4,070円	2,270円
公費に該当 (自立支援法・1割負担の中での上限額の有無)		看護師	2,050円	1,400円	810円
		准看護師	2,000円	1,350円	760円
その他 (国保・社保等)		看護師	6,170円	4,220円	2,420円
		准看護師	6,020円	4,070円	2,270円

電話などにより看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制をとっております。

① 0957-63-5753 (ステーション) ②090-1162-8139 (携帯)

○(老人) 訪問看護基本療養費 (I) の利用者が 1回の訪問看護が2時間を超える場合の別途利用料は、1時間あたり1,500円とし、(老人) 訪問看護基本療養費 (II) の利用者が1回の訪問看護が3時間を超える (3時間以上8時間まで) の別途利用料は、1時間あたり400円とする

○加算料金 該当となる場合に月初めの実施時に加算されます。(保険が適用されます)

加算の種類	サービスの有無	利用者該当の有・無	料 金
訪問看護医療 DX 情報活用加算	⑦・無	有・無	1月 50円
老人退院時共同指導加算	⑦・無	有・無	1月 2,800円
24時間対応体制加算	⑦・無	有・無	1月 6,520円
重症者管理加算	⑦・無	有・無	1月 2,500円 (5,000円)
老人訪問看護情報提供療養費	⑦・無	有・無	1回 1,500円
老人訪問看護ターミナルケア療養費	⑦・無	有・無	1回 20,000円

*休業日・個人負担

○休業日（土曜・日曜・年末年始（12月31日～1月3日）、お盆（8月13日～15日）
都合により変更があります。

居宅サービス：午前9時～午後5時まで、1時間あたり2,500円。

夜間：午後5時～午前9時まで、1時間あたり3,000円。

*居宅以外のサービス

○居宅以外のサービスについては自己負担となり、2,500円お支払い頂きます。
1時間を超える場合、30分ごと1,000円発生致します。

*24時間対応体制（電話などにより看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制をとっております。）

① 0957-63-5753（ステーション）

② 090-1162-8139（携帯）

(2) 交通費

通常の事業実施地域（島原市・雲仙市国見町・南島原市深江町・南島原市布津町）を越えて
行う指定訪問看護に要した交通費は、下記の費用を徴収致します。

尚、管理者がその利用者の生活状況に合わせて、徴収しないこともあります。

一、公共交通機関を使用した場合 実際かかった運賃の額

二、事業所の自動車を使用した場合 1kmあたり30円

(3) 料金の支払方法

ご利用ごとに翌月お支払いいただきます。毎月末日までの利用料を翌月10日頃に請求いた
します。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払いは原則として、現金集金といたしますが、銀行振込もご利用いただけます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話またはご来所もしくは、主治医にご相談ください。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の3日前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了7日前に文書で通知します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合（ショートステイ利用は外す）
- ・ 医療機関へ1ヶ月以上入院した場合
- ・ 死亡時の場合

④その他

・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。

・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 サービス内容に関する苦情及び相談

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなど、サービス利用に関するご相談・利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

□お客様相談窓口 担当者 植木 輝美

□受付時間 毎週 月曜日～金曜日

電 話 0957-63-5753 FAX 0957-63-5752

受付日 年中

受付時間 午前9時～午後5時

(ただし、12月31日～1月3日、8月13～15日を除く 都合により変更があります)

(2) 当事業所では地域にお住まいの以下の方を、第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対する意見などを頂いています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「三者委員会」に相談する事も出来ます。

<第三者委員>

名 前	住 所	電話番号
森本辨修	島原市宇土町乙838	(0957) 62-5674

7 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、主治医、お客様がお住まいの市町村、ご家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、お客様に対して当事業所のサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所はニッセイ同和損害保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

8 秘密保持等

従業員は正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

過去に従業者だった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった場合においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

地域担当者会議等に於いて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者及び家族の同意を予め文書に於いて得ておかなければならない。

9 虐待防止の整備

利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、事業所の管理者（虐待防止責任者）として窓口を設置して体制を整える。又研修を実施する等の措置を取る。

▫お客様相談窓口 担当者 植木 輝美

▫受付時間 毎週 月曜日～金曜日

電話 0957-63-5753 FAX 0957-63-5752

受付日 年中

受付時間 午前9時～午後5時

(ただし、12月31日～1月3日、8月13日～15日を除く都合により変更があります)

10 当法人の概要

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人 ウイング |
| (2) 法人の所在地 | 長崎県島原市中野町丙1165番地 |
| (3) 電話 | 0957-62-3105 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 高城 昭紀 |

11 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行い、主治医の指示を受けて速やかに必要な対応をします。また、ご家族へ連絡をいたします。

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏名			
	連絡先		電話番号	

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して交付した本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 島原市前浜町丙 21 番地 1

名 称 指定訪問看護ステーション ウイング大手門

説明者氏名

印

私は、交付を受けた本書面により事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 氏名

印

(代理人) 氏名

印

本人との関係